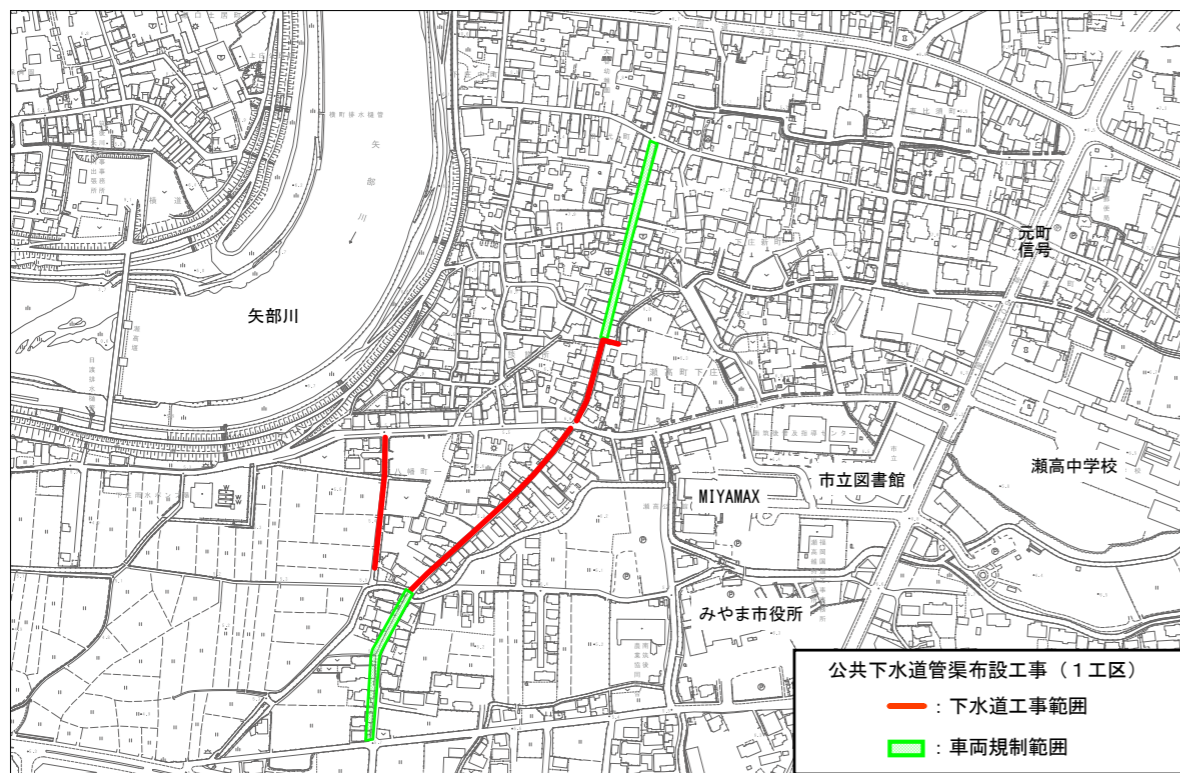


下水道工事に伴い、通行規制を行います

問 上下水道課 下水道係 (Tel64-1533)

下記図面のとおり、瀬高町下庄地域で下水道工事をを行います。施工期間は、令和8年1月30日までの予定です。施工時間は9時から17時を予定しており、車両通行止めなど大変ご迷惑をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をお願いします。(工事の進捗により通行可能な区間もあります。予告看板にて随時お知らせします。)



下水道や合併浄化槽への切り替えをお願いします

問 上下水道課 下水道係 (Tel64-1533)

単独浄化槽や汲み取り式トイレによる生活雑排水の汚れの量は、下水道や合併浄化槽の約8倍といわれており、海や河川の水質汚濁の原因となっています。きれいな水環境を守るため、下水道への接続や合併浄化槽への切り替えをお願いします。

【補助金を活用ください】

■ 下水道施設への接続工事

供用が開始されてから3年以内に申請してください。

※各家庭の排水を下水道へ流すための「公共ます」を設置していない場合は、別途工事が必要です。

■ 合併処理浄化槽の設置

浄化槽設置から維持管理までを市が行う市町村設置型と、浄化槽の設置に対して補助金を交付する個人設置型があります。

※個人設置型の地域の一部は将来的に下水道が整備されるため、補助金はありません。

二十歳のつどいを1月11日(日)に開催します

問 社会教育課 社会教育係 (Tel32-9180)




- 日時 令和8年1月11日(日) 9時から受付、10時開式
- 場所 MIYAMAX 多目的ホール
- 対象 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれで次の要件を満たす人
 - ①みやま市に住民登録をしている(申し込み不要)
 - ②住民登録は市外にあるが、みやま市の式典に参加を希望する(※要申し込み)

一生の思い出に 司会進行・代表者挨拶をしませんか

- 募集資格 二十歳のつどい対象者
- 募集人数 司会進行者=若干名
代表者挨拶=1人
- 応募期限 11月5日(水)
- 応募方法 社会教育課へ電話申し込み
※応募多数の場合は選考します。



■ 申込方法

- ①申込フォーム 
- ②メール(20th-tsudoi@city.miyama.lg.jp 宛)
申込書は市ホームページからダウンロードください
- ③はがきなどに必要事項を記入し郵送

【必要事項】

氏名(フリガナ)、生年月日、連絡先電話番号、出身(旧小学校)校区、現在居住地、案内・記念写真の送付先(現在居住地と同じ場合は記入不要。本人が世帯主でない場合は世帯主名を記入)

【申し込み先】

〒835-0192 みやま市山川町立山1278番地
社会教育課 二十歳のつどい担当

- 申込期限 11月16日(日)必着 ※当日消印有効

市奨学金 奨学生を募集します

問 教育総務課 総務・学校再編推進係 (Tel32-9101)



経済的な理由により高等学校などでの修学が困難な生徒の支援と、人材育成のための奨学金制度です。この奨学金は、返済する必要はありません。

■ 対象

令和8年4月に高等学校などへ進学予定で、次の要件を満たす生徒

- ①保護者が市内に住所を有する
- ②経済的理由により就学が困難
- ③中学2年、3年の前期または1学期の全教科成績
評定平均値が、5段階評価で概ね3.0以上
- ④出席状況や授業態度などの学業に対する姿勢や生活態度が良好で、学校長の推薦に値する

- 給付期間 高等学校などの1年生から3年間

- 給付月額 10,000円

- 申請方法 9月24日(水)までに、在籍する中学校へ提出

■ 申請書類

奨学金給付申請書、世帯員調査書、世帯員の所得証明書、障害者手帳を持つ世帯員はその写し

10月1日から全国一斉でマイナ救急実証事業を開始します

問 救急課 救急係 (Tel62-5125)



マイナ救急とは、救急患者の同意を得て、救急隊がマイナ保険証から病歴や受診歴、薬の処方歴を閲覧し、搬送先医療機関の選定を行うなど救急業務の迅速化・円滑化を図るものです。

■マイナ救急の流れ



※マイナンバーカードを所有し、健康保険証の登録が完了している必要があります。登録方法は厚生労働省ホームページをご覧ください。



厚生労働省

9月9日は
救急の日

定額減税補足給付金(不足額給付)が支給されます

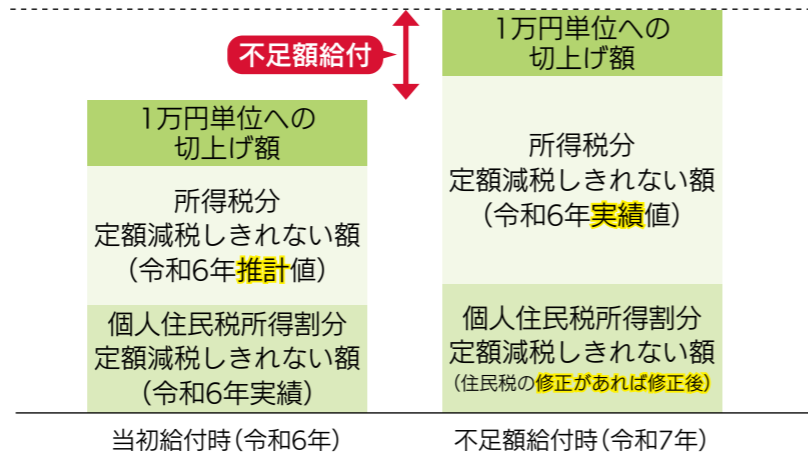
問 給付金事務室 (Tel63-4020)



令和6年度に実施した定額減税当初調整給付金のうち、次の要件に該当する人へ不足分が支給されます。支給対象者には、給付金支給に関する書類を9月上旬までに送付します。昨年当初調整給付金を受給した人は、原則申請不要です。新たに対象となる見込みの人は、10月31日(金)までに申請してください。

■対象①

当初給付時は、令和5年所得などを基にした推計額で算出していたため、令和6年の実績が確定した際に当初給付額との差が生じた人



■対象② ㉗～㉙の要件にすべて該当する人

- ㉗ 定額減税や調整給付の対象ではない。(令和6年分所得税、令和5年所得から推計した令和6年分推計所得税、令和6年度個人住民税所得割額のすべてが0である。)
- ㉘ 税制度上、控除対象配偶者または扶養親族ではない。(令和6年度(令和5年分)住民税、令和6年分所得税において、事業専従者(青色・白色)または合計所得金額が48万円を超えている。)
- ㉙ 低所得世帯向けの給付金の対象世帯ではない。(個人住民税所得割が課税されている世帯員がいるまたは、世帯全員が個人住民税課税者に扶養されている。)

重度障がい者医療費助成制度

問 健康づくり課 医療係 (Tel64-1527)



次の対象者に医療費の自己負担金の一部を助成します。なお、この制度には所得制限があります。

■対象者

3歳以上で次のいずれかの障がい要件に該当する人

- ①身体障害者手帳(1・2級)
- ②精神障害者保健福祉手帳(1級)
- ③療育手帳A(知能指数35以下)
- ④身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1

※65歳以上は後期高齢者医療制度の被保険者が対象。

【新しい医療証を郵送します】

現在の医療証の有効期限は9月30日です。新しい医療証は、9月中に自宅または指定の送付先へ、緑色の封筒で郵送します。所得超過などで交付できない人には、通知書を郵送します。

■自己負担限度額(1医療機関ごと)

	3歳～ 中学3年	高校1年相当年齢 ～65歳未満	65歳以上(後期高齢者 医療制度加入者のみ)
外来	500円/月	500円/月	無料
入院	500円/日 (月7日限度)	500円/日 (月20日限度)	500円/日 (月20日限度)
保険 薬局	無料		

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持つ人や「後期高齢者医療資格確認書の限度区分がI・II」の人は、入院の自己負担限度額が異なる場合があります。

【65歳以上で障がいをお持ちの人へ】

65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人は、申請をして後期高齢者医療広域連合から認定を受けることで、後期高齢者医療制度に加入できます。加入した場合、医療費の自己負担割合は所得により1割・2割・3割のいずれかになります。

■申請できる人(次のいずれかに該当する人)

- ①障害基礎年金の1級または2級
- ②労働者災害補償保険法などによる障害(補償)年金などの受給が1級～4級
- ③身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部の障がいに該当する
- ④精神障害者保健福祉手帳の1級または2級
- ⑤療育手帳のAに該当する

※後期高齢者医療制度に加入すると、それまで加入していた健康保険の被保険者でなくなり、後期高齢者医療保険料の納付が必要です。

年金生活者支援給付金

問 大牟田年金事務所 (Tel52-5294)、健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)



厚生労働省

公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されます。

■対象

- ①老齢基礎年金を受給している65歳以上の人で、世帯員全員が市民税非課税かつ年金収入額とその他所得額の合計が約90万円以下の人
- ②障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している人で、前年の所得額が約479万円以下の人

■年金生活者支援給付金の問い合わせ
給付金専用ダイヤル(Tel0570-05-4092)

■請求手続き

- ①新たに年金生活者支援給付金を受給できる人
対象者には、日本年金機構より9月初旬頃から通知がありますので、同封のはがき(請求書)を提出してください。令和8年1月5日までに手続きが完了すると、令和7年10月分までさかのぼって受給できます。
- ②これから年金を受給する人
年金事務所や市役所で、年金の請求手続きと併せて手続きできます。